

年 度	計 畫	實 際	豫 定 額	豫 定 額 と 實 際 額 の 差	財 源 實 績	不對 豫 定 額 足 財 源 に 補 充 額	實 際 支 出 額	財 源 剩 餘 額	差 引 過 不 足
昭和五 年	三〇、三五 一	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和六 年	三一、八五 八	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和七 年	三二、八五 八	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和八 年	三三、九八 八	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和九 年	三四、一五 八	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十 年	三五、一九 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十一 年	三六、四五 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十二 年	三七、五八 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十三 年	三八、六一 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十四 年	三九、三四 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十五 年	四〇、三四 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十六 年	四一、三四 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十七 年	四二、三四 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十八 年	四三、三四 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和十九 年	四四、三四 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
昭和二十 年	四五、四四 九	二二、三四 七	二六、四七 三	二八、九〇 五	一九、五二 一	一四、三九 一	七、八六 一	一四、三九 一	一八、八六 〇
合 計	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九

註 昭和十九年以後財源調査を行つていな。

第二期拓殖費財源及び拓殖費豫算比較表

(単位 千圓)

年 度	豫 算 歲 入	歲 出 豫 算 費 額	財 源 計 算 歲 入	歲 出 豫 算 費 額	財 源 計 算 歲 入	歲 出 豫 算 費 額	財 源 計 算 歲 入	歲 出 豫 算 費 額	財 源 計 算 歲 入
昭和二 年	四六、四〇	二五、四九	六三、八二五	一、〇四六、八八〇	九三、三七九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和三 年	四五、一七〇	二六、三六六	六三、八二五	一、七四、八三 九	九二、三五五	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和四 年	四七、七二三	二五、四三四	六三、八二七	一、七四、八三 九	九一、三四五	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和五 年	四九、六七六	二六、三六六	六三、八二八	一、七四、八三 九	九〇、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和六 年	四七、四六三	二五、八〇一	六三、八二九	一、七四、八三 九	九一、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和七 年	四八、四九九	二三、一九九	六三、八三一	一、七四、八三 九	九二、一七五	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和八 年	四九、六六三	二二、六六三	六三、八三二	一、七四、八三 九	九三、一七六	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和九 年	五〇、五四〇	二一、一七五	六三、八三三	一、七四、八三 九	九四、〇四三	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十 年	五〇、四九九	二〇、四一七	六三、八三四	一、七四、八三 九	九五、一九五	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十一 年	五一、九五九	二一、一七五	六三、八三五	一、七四、八三 九	九六、一九六	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十二 年	五二、六三三	二〇、一二九	六三、八三六	一、七四、八三 九	九七、一九七	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十三 年	五三、五九七	二一、一七五	六三、八三七	一、七四、八三 九	九八、一九八	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十四 年	五四、一九九	二〇、一二九	六三、八三八	一、七四、八三 九	九九、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十五 年	五五、一九九	二一、一七五	六三、八三九	一、七四、八三 九	一〇〇、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十六 年	五六、一九九	二一、一七五	六三、八四〇	一、七四、八三 九	一〇一、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十七 年	五七、一九九	二一、一七五	六三、八四一	一、七四、八三 九	一〇二、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十八 年	五八、一九九	二一、一七五	六三、八四二	一、七四、八三 九	一〇三、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和十九 年	五九、一九九	二一、一七五	六三、八四三	一、七四、八三 九	一〇四、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
昭和二十 年	六〇、一九九	二一、一七五	六三、八四四	一、七四、八三 九	一〇五、一九九	一、七四、八三 九	九八四、〇五五	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九
合 計	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九	一、七四、八三 九

第十九章 北海道開發事業概要

年 度	總歲入 豫算額	拓殖費外 歲出豫算額	差引歲入 豫算超額	前年歲入 算增減額	道外法人 納稅額	一般財源 補源額	源	
							財	計
昭和一三	四九、八八	二四、八三	二四、九七	三、一五	五九	二五、五六	二五、五六七	二五、五六七
一四	五〇、一三	三三、四九二	二三、六四六	一、二九	四、三五九	三三、四八三	二九、五〇七	二九、五〇七
一五	五六、五九四	四七、三〇三	三二、二九一	九、一三〇	五、五七四	三六、六五四	三、九七六	三、九七六
一六	九〇、七三	五四、三五六	四、一八六	一五、七五五	四、三二八	四四、三五四	四、六五四	四、六五四
一七	二五、〇九五	八一、六三七	三、四五	一八、三三九	六一、二六	五、三一五	四、三一五	四、三一五
一八	二三、六〇六	九一、六三四	二六、九八三	三七六	六二六	一、二九	一、二九	一、二九

註 一、道外法人納稅額は、本道で營業する道外法人の納稅額から、本道の法人が道外で營業するものゝ稅額を差引いたもので、前々年度の收入額である。

二、昭和十年度の總歲入、歲出の減少したのは、通信事業特別會計制度實施のためである。
三、昭和十九年以後は財源計算を行つてない。

なお昭和十九年以降については財政の章參照せられたい。

今其の事業の概要に就いて逐次説述して見よう。

(一) 移民招來と土地の給與

本道移民の趨勢は第五章に於いて述べた如く、經濟界の動向、其の他の社會事情等に依つて年歲増減することもあるつたが常に時勢に適應する政策を探つている。

移民に對する諸施設は、來住の移民をして其の遷居の地點に土著し、其の生活を安定させて來住の目的を達せさせようとするもので、既に第四章の土地制度に於いて述べた通り、早くより道内に於ける土地私有制度を設けて開發を圖り、又保護助成は開拓使設置當時、移民及び其の他の農工商漁業者に對し直接の保護を厚くし優遇したけれども、恩典に狃れ目的に背馳し、却つて怠惰の弊風があるので、道廳設置後は之れに代え間接助長の方法を以つて、之が方策を一貫し、移民の誘掖指導に主力を注ぎ、移住民に對しては北海道移住者割引證に依つて其の汽車及び汽船賃の半額を割引し、且つ入地後は適當な開墾及び經營方法を指導し、或いは新來移民部落に於いて醫藥の缺乏を懇える地方には、拓殖醫或いは產婆を配置し、又子弟の國民教育に就いては、教育費の補助を與え校舎を設置し、永住の氣風を涵養する爲めには、神社及び布教所の設置を補助し、農業自作移民に對して、獎勵金を交付することとした。次いで之に住宅建設費を加え、専ら自作農移民の獎勵に努めたのであるが、其の後之が實績に徴し、現金補助を廢し、起業上必要な現品の給與を行い、又住宅の建設も標準設計を示して交付することに改めたが、昭和十六年度より、國有未開地又は民有未墾地を買入れ入地する自作農開拓者は道外に限定せず、而も農產資源開發は、益々耕地の增加を要求する處なので、爾後入地せしめる自作農者は、道内外より人選する方針に改め、同時に從來の現品給與を廢止し、貸付地又は買入地に入地し指定住宅を建設したものに補助金を交付すると共に、入地者の經營を容易に確立せしめることとした。

更に殖民地施設としては共同倉庫を建設し、之を無償使用せしめると共に、耕地作場道、用排水路築設等の小土木事業の材料及び勞力費を補助して起業上の利便を圖り、移民の目的達成に努めた。地方費事業に屬する道内四箇所の

拓殖實習場に、拓殖費吏員を配置したが、其の後再び地方費經營に任せ、從來の通り其の自治的經營を教導することとした。然し新殖地に移住して自作農業に從事する堅實な青年を選抜し、開拓精神の涵養に努めると共に、開墾其の他の必須事項を實習せしめ、以て入地々方の中心となる人物の養成に力を竭することには何等の變更はない。次に移民並びに起業家の爲めに、豫め殖民地を選定し、之を區劃して土地處分の簡捷を期し、之等殖民地の賣拂又は貸付は總べて公告して周知せしめることとした。

(2) 農耕地開發の助成

畑地の開墾に關しては、從來補助の制度が無く、移住後日尙淺き爲め薄資寡利な農業者の業績を擧げさせんには、相當助成の途を講ずる必要を認め、畑地の開墾費に對して四割以内の補助を行つて未墾地の開發を促進せしめ、又未墾地中民有に屬するものに對しては、之が開發を専ら自作農業に依らしめるを適當とするので、五箇年据置二十五箇年賦で土地購入に要する低利資金を貸與し、其の利子の一部を補給して、民有未墾地の開發を圖つた。又未墾地たる特殊原野の開發計畫を樹て、自作農家を扶植する目的の下に、泥炭地・濕地・火山灰地若くは酸性土壤等の特殊土壤地帶に屬する十四原野、面積五萬八千五百町歩を選定し、其の大部分を占める泥炭地濕地には國營により排水溝の幹支派線の掘鑿及び軌道客土を施行し、酸性土壤地には國より石灰を實費配給して其の改良を圖らしめる等、其の他諸般の施設を行い、以つて移民の入地を圖り、入地後には從來施行し來つた各般の施設に依ることとした。

(3) 交通機關の施設と助成

移民招來に伴つて増大する物資の運輸は、一に交通機關の便に俟たなければならぬ。寔に拓殖の進捗は移民の趨勢にかかり、移民の消長は交通機關の如何に左右されると云うも過言ではない。然るに交通事業の施設は莫大な経費を要するので、一朝一夕に之が完備を收める事は出來ぬ。

開拓使以來第一期拓殖計畫實施以前迄は、僅に陸上交通の一部の設備を爲すに止り、主として道路の開鑿を爲し、地方費道以下に對しても、主要なものは拓殖費を以て施行し、十年間は國費管理の方法を講じ、其の他橋梁の新設並びに道路の改良及び修繕等を爲し、或いは新開僻険地には驛遞所を、又橋梁なき河川には渡船場を施設した。然し實績としては道路の開鑿延長は明治四十二年迄に僅かに一千五百四里、橋梁の架設は十數箇所に過ぎない狀態であり啻に其の普及の遅々たるのみならず、耐久力も亦乏しく、實用に適しない憾が多かつた。

依つて第一期拓殖計畫以來は専ら實用を主とする程度に工法を簡單にし、樞要の地區若くは原野を連絡する箇所に對し、開通の計畫を樹てて之が新設を豫定し、一面既成道路の改良及び修繕を施して效用を全からしめ、或いは驛遞及び渡船の普及を圖り、交通の便に資するところがあつた。

更に大量輸送の機關たる鐵道に於ても、土地の廣大なるに比較して甚だしく疎に過ぎ、開通一年の遲延は開拓一年を後らすの憾があるので、樞要なる路線に對しては、之が新設若くは繩上の施工の爲め必要な資金の利子を拓殖費より鐵道特別會計に繰入れることとした。而して一面私設鐵道の經營を獎勵して、その開業後拓殖費より建設費に對し十五年間は六分、之れを超える十箇年は五分以内（地方鐵道補助法に基く建設費の年四分の補給金を控除したもの）の利子補給をなし、且つ鐵道の補足的機關として、主要な地方に軌道の敷設を獎勵する必要を認め、之に對しても地方鐵道と同じく十五年間は六分、之を超える十箇年間は五分以内の利子補給計畫を樹てて、普及獎勵を圖つた。又別

に新開地方に對し殖民軌道の敷設計畫を樹て、既に根室、天鹽、北見及び釧路等の各原野に亘り敷設し、大いに移民の利便を圖つた。

(四) 港灣事業

一般海運及び漁場開發上から見ても、港灣の設備は重要な拓殖事業の一つに屬するが、本施設は頗る巨費を要するので、第一期拓殖計畫に於いては、専ら函館・小樽・室蘭・釧路・留萌・稚内・網走及根室の八商港並びに岩内・江差・浦河・沓形及び紋別の五漁港に對する修築計畫を樹てて之が實現を圖つた。更に第二期拓殖計畫に於いては、重要商港である函館・小樽・室蘭及び釧路は、第二期工事として海陸連絡の設備を圖り、且つ既往の實績に鑑みて各架港の設計を補修擴張し、新たに余市・廣尾及び天賣の三漁港並びに小漁港二十七箇所の修築を計畫し、且つ地方的重要漁港に對しては、經費分擔の方法に依つて船入澗の施設を企圖し、既に前記計畫に屬する工事は概ね完成した。函館・小樽・室蘭・釧路及び根室港の擴張工事は現在も施行中である。又船入澗施設に就ては地方公共團體に對して、工費の六割を補助し施行せしめたのであるが、本道の町村財政は其の分擔に堪えず、且つ工事の自營も亦相當困難な事情に在るので、昭和十一年以降は工事費の四分の一を分擔させ、國に於いて直接工事を施行することとなつたが、沖合漁業の進展上急施を要する箇所が多數に在る爲め、其の後規模、工費の比較的僅少なるものは、地方費をして施行せしめ、拓殖費より五割を補助することとした。

(五) 河川事業

本道の河川は、拓殖の進捗に伴う森林の伐採、原野の開墾若くは河畔の侵蝕等に依つて自ら洪水氾濫の原因を多か

らしめ、其の被害の及ぶ所は年と共に甚しく、單に舟筏の航行を困難ならしめるばかりでなく、良圃を流亡し、又家屋を損傷し、甚しきに至つては人命を害うものがあり、之が防護施設は一日も閑却し得ざるのみならず、又土地改良、其の他未墾地の開發上から見ても、河川の改修は重要な施設の一つである。故に第一期拓殖計畫に於いては、主要二十六箇川の調査を開始し、且逐次石狩川本流第一期、「江別川・夕張川・千歳川」、豊平川、常呂川、釧路川及び十勝川の治水事業に着手した。而して第二期計畫に於いては、これら既著手工事の促進を圖ると共に、石狩川第二期、網走川・湧別川・雨龍川・天鹽川・渚滑川・利別川（十勝川支流）・利別川（後志）の治水計畫を豫定したのであるが、既に第一期計畫に屬する常呂川及び釧路川の下流部の治水工事並びに石狩川第一期及び夕張川の新水路工事を竣工しそが通水を見るに至つたので、更に石狩川第二期、網走川・湧別川・天鹽川・渚滑川・利別川（後志）・石狩川第三期の各河川の治水事業に着手した。治水事業未施行の國費支辨河川（二十六箇河川）に對しては、必要に應じ應急的護岸並びに浚渫工事を施し、且つ其の河川には河川監守を配置して、既設構作物の保護及び一般的取締を勵行している。又中小河川の水害が甚しい爲め、地方費支辨の河川改修工事には五割を補助し、更に未墾地開發上特に必要な土地改良、開拓に直接關係する町村河川の改修工事には拓殖費の全額負擔を以て施行することとした。

(六) 森林の管理と經營

本道の森林は林地區分調査の進行と共に、逐次之を未開地に編入處分して來たが、昭和元年末に於いては未だに六百三十九萬町歩を保有し、其の林相は比較的良好で、蓄積量は二十二億石を超える状況にあつた。この合理的保護經營は、啻に林利増殖の促進を圖るのみならず、他面雨量を調節し、風霧害を防ぎ農作物を保護し、且つ公衆衛生を濟

ける等、其の利害相關する所頗る大である。依つて明治四十年以來之が管理經營に關する一定の方針を樹て、豫定経費を支出し、著々之が遂行を期した。本事業の主要な點は次の如くである。

- (イ) 國有林の更新施業を確實にすると共に、木材利用の集約配給の調和を圖る爲め、研伐事業及び官行製炭を實行し、且つ専用鐵道及び軌道を敷設して、製品の搬出を圓滑にし、(ア)山火及び盜伐等の被害を防遏する爲め、樞要の地に森林主事並びに巡視人を配置して監護の任に當らしめ、(イ)境界を確立すると共に、林況を調査し、且つ利用、更新に關する大要の施業案を編成して植伐の規準を定め、(乙)林業の改善及び林產利用の發達を圖る爲め、各般の試験を行ひ、(丙)造林計畫を定めて人工造林並びに天然更新作業を施行すると共に、(ア)民間經營者には苗木の無償配付、造林費の補助等を行い、以つて造林事業の獎勵に努め、且つバルブ資材の生産を確保する爲め、撫育・間伐の指導を行い、(イ)森林法施行による森林組合の設置を勧奨して、組合技術員に對し補助すると共に、民有林施業案の編成を指導助成し、民有林の資源涵養を圖る等、本道の林政上遺憾なきを期した。

(乙) 泥炭地湿地及び酸性土壤の改良

本道の農耕適地百五十八萬町歩の内、特殊土壤たる泥炭地、湿地、未墾地及び既耕地を合して三十五萬町歩あるが、此の内排水溝を掘鑿して、土地の乾燥と改良を圖つたもの十五萬五千餘町歩で、今後改良を要するものは十九萬五千餘町歩である。故に之が改良計畫として、一團地五百町歩以上（昭和元年以前は一千町歩以上）を抱擁する箇所には、國費を以つて幹線排水溝を掘鑿する方針の下に施行して來たもので、尙昭和十一年度よりは千町歩以上の團地には從來通り幹線排水溝を掘鑿すると共に、更に同上地域に於いて集水支配面積五百町歩以上を包有する地區には、

支線排水溝をも掘鑿することとなつた。又私人或いは公共團體で、一團地五百町歩未滿の泥炭地及び湿地の改良を爲すものには、其の工費の五割を補助することとして之が獎勵に努めた。以上は明渠排水工事であるが、更に稻熱病、其の他の病害及び冷害防除の爲めには、效果極めて顯著な暗渠排水工事を必要とするので、これに對しては拓殖費より工事の五割以内を補助して獎勵することとした。

右の如く泥炭地、湿地の改良は排水溝施設による外、水田として利用増進を圖るに最も有效な手段は客土事業であつて、水田に對する本事業の獎勵を計畫し、昭和二年度以降事業費に對し補助金を交付し、此の實施面積は逐年增加して其の效果の顯著なるを認めらるるに至つた。更に水稻作付の困難な土地或いは其の收量甚だ僅少な重粘土及び砂礫地に對しても、客土の施行を勧奨することとなつた。而して右の外、酸性土壤の改良に對しては、事業費の四割補助を實施し、頗る效果があるのを確めたのであるが、最近精細な地質分布調査の結果、該土壤面積が頗る廣汎に涉ることを認めたので、右の補助計畫では急速改良を要するものに對しても、其の要求を充たすことが不可能なので、之を廢止し、土壤の酸性中和剤である石灰の生産を圖り、實費配給を行つて地力の増進を圖つた。

(丙) 水田の造成

水田適地は四十五萬町歩を豫定し、之が開發助成の方法としては、道廳に於いて灌漑溝施設に對する基本調査及設計調査を施行する外、十町歩以上の造田に要する灌漑溝幹線の新設には、其の工費の約四割を補助する計畫を實施して來たが、昭和元年度以降更に幹支派線の新設並びに擴張に對しては、其の工費の五割を補助し、且つ其の改良に對しても三割を補助をする計畫に改めて之を實施した。右の外昭和元年度以降造田獎勵の爲め、三反歩以上を造田する

ものには工費の四割を補助することとし、本道水田開發上頗る顯著な功績を齎した。土功組合地區中火山灰地の用水の滲漏甚しい水田に對しては床締工事を勵奨し、之を施行するものには補助を與えた。

(九) 産業に關する施設

本施設は、本道產業の基礎を確立し、生産力の擴充を圖ると共に、常に生產品の改良増殖及圓滿なる消流を企圖するにある。之等施設を大別して五項に分けて説明すれば次の如くである。

(1) 農業に關する施設

【農業試験】廣大な地域を擁する本道は、氣候風土等は自然的條件に於いても地域的に相違する點の多いのに鑑み農業上権要な地を選定して、農業試験場を經營し、地方的特異性に應じて、優良品種の選定、耕種肥培及び合理的輪作法を研究すると共に、農具に關する試験を行い、泥炭地及び火山灰地の改良並びに利用方法を研究する等を其の主な試験事業とし、又一般農事及び甜菜に關する諸試験を行い、本道に於ける寒地農業の指針を示すと共に極力其の實地指導に當り、技術の向上と堅實な農業の經營を企圖した。

【農業指導獎勵施設】前述の如く本道の農業は、府縣と其の事實を異にするものが頗る多いので、新來の補助移民に對しては開墾方法を始め、耕種肥培、收穫及び調製方法等の指導を行い、以つて健實な農業を爲さしめると共に、一般農業に關する各般の指導を施行し、又普通作物及び飼料作物は固より特殊作物の品種改良を圖り、民間の採種園經營を助成し、併せて本道の適作物たる甜菜栽培、並びに酒精原料用馬鈴薯增產等の獎勵に萬全を期する外、酸性土壤の改良、飼料作物栽培上必要缺く可らざる石灰の施用及びクローバの增產獎勵を爲し、合理的農業經營の確立に力を注いだ。

(2) 水産に關する施設

【水產試験】四面環海で魚族豊富な本道水產業の發展を期する爲め、その沿海を四海區に分ち、本場以下三支場をして夫々水產業の基礎たる海洋の觀測、有用水族に對する調査又は漁場の探檢を行い、且つ近時漸く盛んとならんとする遠洋及び沖合漁業の爲めに、二百噸級汽船を初め數艘の調査及び試験船を以つて事業の完璧を期すると共に、水產物の價值向上、利用増進を計る爲め製造試験を施行し、尙養殖及び漁撈等の各科に亘る試験を施行する等、本道の漁業の進展に資した。

【水產獎勵施設】沖合漁業の振興を促進し、且操業の安全敏速を圖る爲め、漁船の建造、設備費に對し補助を行ひ以つて漁船の機械化を獎勵し、漁獲物の利用増進施設として共同製作所並びに水產保藏設備として水產倉庫・冰藏冷蔵運搬船・冷藏庫・冰歲庫等に對して助成を爲し、其の普及を圖つた。更に輸出魚粉及び魚油の製造を獎勵する爲め漁業者及び漁業協同組合の魚油・魚粕設備並びに魚油精製所及び魚粉製造所を施設するものには其の建設費及び設備費を助成し尙各般の指導を爲し、本道水產業の綜合的發達を圖つた。

(3) 畜産に關する施設

本道に於ける畜産業の獎勵は、經營組織の改善を目的とするものである。即ち飼畜農業經營に依り、農業の根本的改良を促し、地力の維持増進並に農家經濟の向上を圖る爲、畜牛及馬匹の購入費に對し補助を行い、之と相俟つて搾取乳利用の途を講ずる爲酩農事業を助成し、之が消流の圓滑を期した。更に畜肉處理加工を獎勵すると共に、飼畜農

業經營の確立を圖る爲、畜產試験を開始し、専ら家畜に對する飼料作物、飼養管理等の試験調査を施行すると共に、獸疫防除の目的を以て血清、驅蟲藥等の製造を爲し、更にカゼイン・乳糖等の乳肉製品の増産を獎勵し、畜產品の增産を圖つた。要するに之等の施設は、前記農業獎勵施設と相俟つて、本道農業經營の根幹を爲すものである。

(2) 工業に關する試験及獎勵施設

各種の原始的產業が進展するに伴い、其の產物の利用及消流に調整を要するもの多く、此の現狀を開拓して、本道產業の興隆を促進する爲、加工產業の發達を企圖し、工業原料利用の基礎を確立する爲、化學工業としては藥品・製糖・纖維・皮革等の各試験並に資源調査を施行し、重工業としては、機械・冶金・撲礦・金屬等の各試験並に地下資源調査を施行し、更に住宅改善試験を實施した。尙本道工業の改良發達を促す爲、重要な新興工業に對し指導を爲し將來に於ける本道工業の躍進を期する爲努力した。

(3) 販路調査及獎勵に關する施設

生産の増殖改良を圖る爲、之が助成策を講ずることは最も緊要な事であるが、之と併行すべき販路の調査及獎勵も亦產業振興上重要事項なので、本道物產消流に關する諸般の經濟調査の爲、國內三箇所、海外二箇所の樞要の地に調查所を設置して拓殖の進展に寄與せしめたが、昭和十八年以降廢止した。

三、綜合開發計畫

前述の通り第二期拓殖計畫は幾多の改訂を餘儀なくされ、昭和二十一年度を以て計畫豫定年限を終了したが、その事業の實績は當初計畫の半ばに過ぎず、本道の開發事業は尙前途遼遠であるのみならず、終戰後領域が甚しく狹ばめ即ち一、北海道は我國唯一の未開發資源地であるから、其の開發は日本再建の一環として最も強力に行わるべきものであること。

- 二、開發の根本は人の移住と資本の導入であるから、北海道が開發を行ふに當つては、北海道に國民の居住地として快適であり、投資地として有利な理想形體を形成することに基本理念を置くこと。
- 三、その爲に、國は財政的にも行政的にも積極的施設を樹て、國民の安住と投資の誘致とに努めること。
- 四、然し其の效果に就ては經濟・社會・文化等各種の文面より考察して最も合理的なものであるべきこと。
- 五、從來の北海道の開發は、拓地殖民に重點が置かれて來たが、今後は更に豊富に賦存する各種の資源開發に重點を置くこと。
- 六、更に北海道をして從來の原料生產地的性格から脱却して、工業的高次生產地たらしめるうこと。
- 七、開發計畫は各種開發事業相互の關連性と作用性とを考察し、更に其の緩急輕重の度を考慮した總合的、合理的なものたるべきこと。

八、我が國の現段階は、政治・經濟・社會・文化共に動搖を來たし、將來の見透しが甚だ困難であるが、本計畫に於ては今後十箇年を期して目標を定め、急速に其の開發を計り、日本再建の目的に副うこと。

である。

然しこの案は急激な當時の情勢の變化により實施を見るに至らず、此の間開發關係事業も個々の事業計畫により施行するに止まり、その豫算も昭和二十一年度以降は毎年度暫定的に計上される狀態であった。

今昭和二十三年以降の豫算額を示せば左の通りである。

北海道開發に關する經費科目別豫算額表

(單位 千圓)

年 度	山 林 費	改 良 費	土 地	開 拓 費	河 川 費	道 路 費	港 灣 費	產 業 費	鐵 道 及 航 空 費	調 查 費	合 計
昭和二二	二、空七		二六三、八六	六四、九七〇	三〇、九七九	一四五、二九七	四四、九四〇	四三、九七七	七九六	二、〇六七	一、二三七、五〇九
二三	六七、六七六		五五九、八六七	一、〇四七、一八六	三三、五一八	六一九、一三一	三七三、八六〇	一九一、一九三	一	二、七七三	三、一八三、八四三
二四	一四八、四五七		二七二、九七九	一、一〇三、七四九	六一〇、〇九〇	一、一六九、〇五二	五四四、八五八	一七九、八七三	九、三三八	四、〇〇八、三八五	四、八二六、八〇八
二五	一九七、一二六		四三〇、四五三	一、一八七、六六三	一、一九八、一七三	一、三四一、七七四	四七九、四七五	一八五、七八八	八、四〇八	四、八二六、八〇八	三、二五八、五四四
合 計	四四、九一六		一、五七、一四七	四、〇三、五七七	二、一五、一七〇	三、一五、一五四	一、四三、七七	九九、七九	七六	一	一、二三七、五〇九

然し、政府に於いても我が國に於ける本道の地位の重要性に鑑み、昭和二十四年三月内閣に北海道綜合開發審議會を設け、綜合開發計畫につき種々検討を重ねて來たが、昭和二十五年五月北海道開發法の制定を見るに至り、これに

基き本道の綜合開發計畫の立案及び開發事業の實施に關する事務の調整及び推進機關として、同年六月北海道開發廳が設置され、茲に本道の開發は國策として新たな時代の脚光を浴びるに至つた。之に對應して、道に於ても知事の諮詢機關として同年七月北海道綜合開發委員會を設け、北海道議會も同じく八月開發審議會を設置して、共に積極的に計畫の樹立推進に努力して來たが、此の程一應成案を得たので現在政府に具申中である。

本計畫案は昭和二十三年九月に立案された計畫の基本的理念に沿いつつ第一次計畫として、昭和二十七年度以降同三十一年度迄の五箇年間に本道の各種未開發資源並に產業開發の基盤となるべき基礎施設を擴充強化することに重點を置いて道民の生活文化の確立向上を圖ることを目的としているが、今後はこの基礎施設の整備強化に伴つて更に第二次、第三次の產業開發計畫が樹てられなければならない。本第一次計畫の方針は即ち

- (一) 電源の開發
- (二) 交通の整備
- (三) 食糧生産の増強
- (四) 地下資源の調査開發

の四項目で、これを軸心として立案したのである。

之等計畫のその概要是次の通りである。

- (1) 農業 石狩川水系を中心とする綜合開發、原野開發及びこれに附帶する土地改良・特殊土壤の改良を實施し、
- 第十九章 北海道開發事業概要

更に全道的には牛十萬四千餘頭、馬二十八萬八千餘頭、其の他の家畜三十二萬八千餘頭の増殖を計り、且つ残された
杉大な未墾地の中十六萬七千町歩を開拓して主要食糧生産量八百五萬石（米石換算）の増産を豫定する。

(iv) 林業 奧地林開發・里山の撫育を主眼として、年平均二千萬石の伐採を見込み、林道二千五百十五秆、造林三
十二萬九千町歩の實施を豫定する。

(v) 水産業 漁港（九十八港）の整備に重點を置き、漁田開發を行い、養殖の振興を圖ると同時に水產資源の高度
利用を圖り、四億萬貫の水揚を豫定する。

(vi) 電力 農業の高度化及農村の電化等電力の需要が増加しているので、短期間に建設可能な水力發電の建設を行
い、電力の不足を充足すると共に、河川總合開發の構想に基き、土地改良等の多目的開發を實現するもので、水火力
發電九十一萬七千キロワット、電力量三十七億八千萬キロワット時の確保を豫定する。

(vii) 鑛工業 鑛產資源の開發調査に重點を置くと共に、石炭を高度利用し、工業の育成に努める。

(2) 交通施設

(i) 道路 輸送機關としての道路は、量・質共に劣り、これが産業の發達を大きく阻害しているので、この不利を
除去する爲幹線を強化すると共に、產業道路の建設を行い、自動車交通可能道路一萬七千秆を保持する豫定である。

(ii) 鐵道 開發に必要な建設線及び一時工事を見合せられた中止線の建設を施行するもので、その計畫路線は國鐵十
一線、私鐵六線、總延長三百三十八秆八である。

(iii) 港灣 本道荷役取扱量の九十二%を占める主要な五港灣、函館・小樽・室蘭・釧路・留萌の内港設備を擴充強
化を主とする。

(3) 國土保全施設

河川を中心として治山・治水・砂防と一貫した総合的な計畫とし、特に治水によつて二十萬町歩の耕地を保全し加
えて石狩川及び十勝川水系の發電計畫を豫定する。

(4) 民生施設

本道開發事業の進捗に伴う經濟的地位の上昇と共に、道民生活の安定と文化の向上を圖る爲めの施設として、都市
計畫事業・上下水道施設の新設擴張・住宅建設・學校校舎の充足並びに施設の整備・醫療施設の整備擴充・觀光施設
の整備及び通信施設の擴充を豫定しているのであるが、特に住宅については、現在に於ても相當數の不足を告げてい
るので、將來の人口増加も考慮に入れて建設計畫を樹てると共に、構造についても本道の氣候條件に適合する耐寒耐
火構造を考慮している。

今その豫定經費を掲げると左の通りである。

綜合開發第一次五箇年計畫に要する豫定經費調

(單位 千圓)

區	分	國	費	其	定	額
				の	他	合
生産施設			六一、三五三、二二九		一九、〇四三、五五五	一八〇、二五五、六四
農業			三〇、六〇七、三二七		一七、三五、四二三	四七、六三、七四

民	四、三一〇、五〇〇
河	四一、八五八、六三五
生	三二、六二一、九三六
水	九六三、二七七
施	一、六六九、二四三
統	二、一四四、三一二
計	一九、〇八四、一四一
所	二三、三一五、八六三
光	八、九九七、六九五
生	三、二三〇、六三三
校	五、一九一、六八二
宅	一、四八二、九七一
道	八三八、八八〇
市	三、八〇六、〇一三
設	四、二三一、七二三
制	一〇、二四六、六九九
究	五五一、一六一
計	四七五、〇六九
所	一一〇〇、〇〇〇
光	一一〇〇、〇〇〇
生	一一〇〇、〇〇〇
校	一一〇〇、〇〇〇
宅	一一〇〇、〇〇〇
道	一一〇〇、〇〇〇
市	一一〇〇、〇〇〇
設	一一〇〇、〇〇〇
制	一一〇〇、〇〇〇

その他欄は道費、市町村費、民間資金及び金融機關による長期資金等である。

昭和二十六年五月三十日印刷
昭和二十六年六月十日發行

北海道總務部開發計畫課

印刷人 札幌市南一條東五丁目 原口康三

印刷所 札幌市南一條東五丁目 有限公司八紘社
電話(2)二一九五七番



